

<資 料>

## 戦前期広島の弁護士名簿 (4)

——代言人・弁護士の履歴書——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

増 田 修

### 目 次

- 第1 はじめに
  - 第2 参考文献
  - 第3 代言人名簿
  - 第4 弁護士名簿
    - 1～10 (以下、『修道法学』第43巻第1号)
    - 11～47 (『修道法学』第43巻第2号)
    - 48～83 (『修道法学』第44巻第1号)
    - 84～105 (『修道法学』第44巻第2号)
    - 106～ (以下、『修道法学』第45巻第1号以下)
  - 第5 広島法律学校出身者名簿
  - 第6 弁護士法制略史
  - 第7 増田修著作目録
  - 第8 おわりに
- 索 引
- 第1 番号順代言人氏名
  - 第2 番号順弁護士氏名
  - 第3 番号順広島法律学校出身者氏名

### 第4 弁護士名簿 (続)

明治39年 (続)

**84 世良静** 「事務所」広島市立町49番屋敷 (「名簿」明治39年), 広島市下流川町67番邸 (「名簿」明治40年), 東京市芝区南佐久間町2丁目15番地 (「名簿」明治42年), 芝区三島町8番地「電話」芝4481 (「名簿」大正3年), 京橋区元数寄屋町4丁

目6番地(「名簿」大正5年), 四谷区信濃町11番地「電話」番町1953(「名簿」大正6年)

明治10年7月6日生(「法曹界人物事典」Ⅱ), 広島比婆郡本村・平民(「官報」明治37・7・13, 「法曹界人物事典」Ⅱ), 明治37年7月東京帝国大学法科大学卒業(「官報」明治37・7・13), 明治37年7月司法官試補・浦和地方裁判所並浦和区裁判所詰(「官報」明治37・7・30), 明治38年1月浦和区裁判所・検事代理(「官報」明治38・1・12), 明治38年3月依願免・司法官試補(「官報」明治38・3・2), 明治38年3月理事試補(「官報」明治38・3・14), 明治38年7月理事(「官報」明治38・7・3), 明治38年7月留守第1師団法官部員(「法曹界人物事典」Ⅱ), 明治38年9月依願免本官(「官報」明治38・10・2), 明治39年1月弁護士登録・広島(「官報」明治39・2・3), 明治41年5月衆議院議員政友会(「衆議院議員名鑑」平成2年), 明治41年12月登録換・東京(「官報」明治41・12・16), 大正6年12月登録取消(「官報」大正6・12・29), 大正6年12月宇都宮地方裁判所兼宇都宮区裁判所栃木区裁判所検事(「官報」大正6・12・25~26), 大正7年7月免兼栃木区裁判所検事(「官報」大正7・7・2), 大正8年6月新潟地方裁判所兼新潟区裁判所検事(「官報」大正8・6・21), 大正10年7月静岡区裁判所検事(「官報」大正10・7・21), 大正10年9月兼静岡地方裁判所検事(「官報」大正10・9・20), 大正13年8月山田区裁判所兼安濃津地方裁判所山田支部検事(「官報」大正13・8・7), 昭和8年6月名古屋控訴院検事・退職(「官報」昭和8・6・17), 昭和8年6月公証人・京都(「官報」昭和8・6・20), 昭和20年6月依願免・公証人(「官報」昭和20・6・28), 昭和23年1月弁護士登録・広島(「官報」昭和23・2・25), 昭和24年10月登録取消(「官報」昭和24・11・9), 昭和25年2月19日死亡(「衆議院議員名鑑」平成2年)

「片々たる評伝」新進気鋭の弁論家として下院に異彩を放つもの、夫れ世良静一君に非ずや、君は広島県比婆郡本村の人、明治十年七月を以て生まる、幼にして才識衆に優れ人以て異材と為す、東京帝国大学法科に学び、卒業後司法官に就任せしも、幾何もなく陸軍理事に転じ、暫時軍隊生活の

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿（4）

人となりしが、君の満々たる覇気は到底軍隊的規律の下に服するを潔しとせず、去って弁護士となる、君学窓を出で、より未だ基年ならざるに既に三度其職を転じ、而も行く処として可ならざる無きは、偶々以て君が才幹の尋常に非ざるを窺知し得べき也、弁護士に転じて以来君は幾多重大なる問題に逢着せり、就中県民の利害休戚に至大の関係を有せし共同苗代問題の如き、或は市長更迭問題の如きは、君が明快なる頭脳と、蘊蓄せる学識を啓きて、之を実際に活用する好題目なりき、君の技倆之によりて發揮せられ、君の声名之に依りて拡大せしは、天稟の資質之をして然らしめたるに依るべしと雖ども、亦時機の宜しきに際会したるの賜ならずんばあらず、君齡立志を超ゆる僅に五、其の懐抱せる経綸の必ずや近き将来に実現せらるべきは、吾人の堅く信じて疑はざる処なり、遮莫君が政治家としての閥歴は尚初歩の裡に属す、従て今日に於て其政治的技倆を云為するは稍早計に類すと雖も、既往に於ける進退行動の甚だ色彩に富めるの一事を以て将来の光彩を推知せしむ、今や下院に於て少壮政治家として盛名あり、前途多望の人材と云ふべし（「衆議院議員写真列伝」明治45年）。

「資料」鷹居匡『衆議院議員写真列伝』（経済時報社・明治45年・140頁）、「人事興信録」第3版・明治44年・セ7頁、「帝国大学出身名鑑」昭和7年・セ1頁、「大衆人事録」第14版・近畿中国四国九州篇・昭和18年・京都52頁、「人事興信録」第14版上・昭和18年・セ1頁、「衆議院議員名鑑」平成2年・340頁、「法曹界人物事典」Ⅱ420頁・Ⅲ719頁

**85 岩田仙宗** 「事務所」京城明治町2丁目75番戸（「名簿」明治42年～43年）、京城黄金町1丁目132「電話」354（「名簿」大正元年～7年）、京城府三角町78「電話」京城354（「名簿」大正8年）、南大門通5ノ593三好和三郎方（「名簿」大正9年～10年）、神戸市湊町3ノ8ノ8「電話」本1788（「名簿」大正10年～15年・昭和2年）、神戸市楠町2ノ312「電話」元1866（「名簿」昭和3年～5年）、神戸市旗塚通3ノ59「電話」葺2623（「名簿」昭和6年～昭和18年）

明治8年12月1日生（「在朝鮮内地人紳士名鑑」大正6年）、三重・平民（「官報」明治34・11・16）→広島沼隈郡東村・平民（「官報」明治39・5・23）、明治

34年11月判事検事登用試験及第（「官報」明治34・11・16），明治34年12月司法官試補・赤間関区裁判所詰（「官報」明治34・12・10），明治35年6月松江区裁判所詰（「官報」明治35・6・10），明治35年12月甲府地方裁判所並甲府区裁判所詰・検事代理（「官報」明治35・12・4），明治36年4月解甲府区裁判所・検事代理（「官報」明治36・4・18），明治36年7月中村区裁判所判事（「官報」明治36・7・13），明治36年10月高知区裁判所判事（「官報」明治36・10・21），明治38年4月宇和島区裁判所判事（「官報」明治38・4・4），明治39年4月退職（「官報」明治39・4・18），明治39年5月弁護士登録・広島（「官報」明治39・5・23），…広島弁護士会には入会せず…，明治39年5月韓国・京城に法律事務所開設（「在朝鮮内地人紳士名鑑」大正6年），大正元年8月京城地方法院所属弁護士（「名簿」大正元年～大正10年），大正2年4月京城第1弁護士会長（「名簿」大正2年），大正9年9月登録換・広島より神戸（「官報」大正9・9・28），昭和21年5月30日登録取消・死亡（「官報」昭和21・6・26）

「片々たる評伝」大正三年五月商法研究の目的にて独逸伯林に至りしも，間もなく日独の国交断絶せしため英国倫敦に避難し，同年十二月瑞西国チュウリッヒ市に至り，大正四年四月より同五年八月までチュウリッヒ大学に於て独瑞商法を研究し，同六年一月帰鮮し再び弁護士事務に従事す（「在朝鮮内地人紳士名鑑」大正6年）。

「文献」川端源太郎『朝鮮在住内地人 実業家人名辞典』（朝鮮実業新聞社・大正2年・17頁），「在朝鮮内地人紳士名鑑」大正6年・22頁，『海外邦人の事業及人物』（民天時報社・大正6年・175頁）

**86 湯川慎三郎** 「事務所」大阪市北区中之島2丁目205番屋敷（「名簿」明治32年），大阪市東区大手通1丁目63番屋敷（「名簿」明治37年），広島市上柳町（「中国法律新報」明治40・3・25）

弘化4年12月25日生，広島豊田郡竹仁村・平民（以上，「近畿弁護士評伝」明治33年），明治4年9月広島県第4区副戸長，明治5年正月第16区副戸長，明治6年1月第1大区学区取締，明治6年8月第6大区副区長，明治7年1月第6大区区長，明治7年7月依願区長差免，明治8年1月第8中学区

増田：戦前期広島の弁護士名簿（4）

取締，明治9年2月第8中学区取締差免，明治9年5月香川県第2課出仕履，明治9年7月香川県14等出仕・第2課事務取扱，明治9年8月香川県被廢，明治9年9月残事務取扱，明治9年9月愛媛県出仕，明治10年1月愛媛県9等属，明治11年12月依願免本官，明治12年2月千葉県御用掛，明治12年8月依願御用掛差免，明治13年3月司法省17等出仕・東京裁判所詰，明治13年8月函館裁判所所在勤，明治13年12月寿都区裁判所長代理，明治14年12月判事補・寿都治安裁判所長代理，明治14年12月寿都治安裁判所長，明治18年6月神戸始審裁判所詰，明治18年9月兼豊岡治安裁判所詰，明治19年2月神戸治安裁判所詰，明治19年9月神戸始審裁判所詰・第2期神戸重罪裁判陪席，明治19年11月第4期神戸重罪裁判陪席（以上，明治20年「官吏進退」13・司法省3・国立公文書館），明治20年3月判事登用試験及第（「近畿弁護士評伝」明治33年），明治20年5月第2期神戸重罪裁判陪席（明治20年「官吏進退」13・司法省3・国立公文書館），明治20年7月神戸始審裁判所判事（「官報」明治20・7・7，明治20・7・18），明治20年8月福井始審裁判所判事（「官報」明治20・8・5），明治20年10月第4期福井重罪裁判陪席（「官報」明治20・10・20），明治21年3月第1期福井重罪裁判陪席（「官報」明治21・3・15），明治21年4月第2期福井重罪裁判長（「官報」明治21・5・9），明治22年2月第1期福井重罪裁判陪席（「官報」明治22・2・28），明治22年5月第2期福井重罪裁判陪席（「官報」明治22・5・14），明治22年5月静岡始審裁判所浜松支庁判事（「官報」明治22・5・6），明治22年5月静岡始審裁判所浜松支庁判事・予審掛（「官報」明治22・5・20），明治23年1月静岡始審裁判所浜松支庁判事・予審掛（「官報」明治23・1・9），明治23年7月甲府始審裁判所判事（「官報」明治23・8・2），明治23年10月東京地方裁判所判事・予審掛（「官報」明治23・11・12，明治23・11・24），明治24年1月東京地方裁判所判事・予審掛（「官報」明治24・1・4），明治25年1月東京地方裁判所判事・予審掛（「官報」明治25・1・7），明治26年4月大島区裁判所監督判事（「官報」明治26・4・4），明治27年5月田辺区裁判所監督判事（「官報」明治27・5・18），明治28年9月彦根区裁判所監督判事（「官報」明治28・9・27），

明治30年2月大阪地方裁判所判事・予審掛（「官報」明治30・2・27），明治30年3月大阪地方裁判所部長（「官報」明治30・3・19），明治31年12月退職（「官報」明治31・12・3），明治31年12月弁護士登録・大阪（「官報」明治31・12・27），明治36年11月登録換・和歌山（「官報」明治36・11・19），明治37年7月登録換・大阪（「官報」明治37・7・29），明治39年6月登録取消（「官報」明治39・7・5），明治39年8月弁護士登録・広島（「官報」明治39・8・25），明治39年9月広島控訴院懲戒裁判判決弁護士法第14条第1号（双方代理）違反過料30円（「官報」明治39・10・27），明治40年2月26日死亡（「中国法律新報」明治40・3・25），明治40年7月29日登録取消・死亡（「官報」明治40・8・8）

「片々たる評伝」此程懲戒処分を受けたる弁護士湯川慎三郎氏（本市上柳町居住）は、一昨日（注、明治39年11月30日）広島弁護士会を脱会したりと（「芸備日日」明治39・12・2）。

本県豊田郡竹仁村出身の弁護士湯川慎三郎氏は、（注、明治40年）二月廿六日本市上柳町の自宅に於て永眠（「中国法律新報」明治40・3・25）。

「文献」『近畿弁護士評伝』（潜龍館・明治33年・323頁），「広島弁護士会沿革誌」明治編続・平成19年・274頁・307頁

**87 米田權之助** 「事務所」東京市神田区錦町1丁目2番地花井卓藏事務所「電話」本局883（「名簿」明治39年），広島市下流川町54番地「電話」215（「名簿」明治40年），広島市中町54番地（「名簿」明治42年），広島市中町22番地ノ5（「名簿」大正元年～昭和18年），「電話」中0215（「名簿」昭和14年～18年），広島市基町市営住宅第38号ノ1（「名簿」昭和25年）

明治4年3月18日生（「広島県紳士名鑑」大正6年），広島豊田郡竹仁村・平民（「官報」明治37・11・26），明治20年4月小学校授業生免許状，明治26年小学校本科正教員免許状，…山県郡小学校教員…，明治29年11月教員辞職，…台湾において陸軍用達・宇品において造船業（以上、「広島県紳士名鑑」大正6年）…，明治34年7月日本法律学校卒業（「日本大学校友会会員名簿」大正8年・355頁），明治37年11月判事検事登用試験及第（「官報」明治37・11・26），明治37年12月司法官試補・東京地方裁判所並東京区裁判所詰（「官報」明治

増田：戦前期広島弁護士名簿（4）

37・12・26), 明治38年7月依願免・司法官試補(「官報」明治38・7・25), 明治38年8月弁護士登録・東京(「官報」明治38・8・17), 明治39年8月登録換・広島(「官報」明治39・9・5), 大正2年9月広島弁護士会副会長(「芸備日日」大正2・9・22), 大正7年4月広島弁護士会長(「中国新聞」大正7・4・2), 昭和30年5月18日登録取消・死亡(「官報」昭和30・6・10)

「片々たる評伝」広島弁護士会長, 常議員, 大日本国粋会相談役, 其他慈善公共団の特別会員等となって尽瘁した事もあり, 独り法曹界のみならず, 一般市民にも珍重され, 実味の多い人格に依って益々人物を光らせてゐる, 偏に自愛を祈って置く(「広島県人物評伝続」大正14年)。

「文献」「弁護士の舌・何を語る(8) 欠点は無作法…広島の芸者観 米田権之助氏談」(「芸備日日」大正5・10・3), 「広島県紳士名鑑」大正6年・74頁, 「広島市百二十傑伝」大正10年・87頁, 「広島県人物評伝」大正12年・241頁, 「老廷丁の見た広島弁護士(17) 謡曲鍛への渋い咽喉・女もてのする好男子 米田権之助君」(「芸備日日」大正13・4・26), 「広島県人物評伝続」大正14年・244頁, 「広島県紳士録」昭和8年・広島市28頁, 「先進(物故) 会員を偲ぶ」(「広島弁護士会史」昭和61年・541頁)

**88 池田寛作** 「事務所」広島市大手町6丁目22番地(「名簿」明治40年), 「電話」873(「名簿」明治42年), 広島市下流川町69番邸(「名簿」大正元年), 広島市竹屋町(「名簿」昭和3年), 広島市鉄砲町135「電話」広島873(「名簿」昭和5年～昭和13年), 「電話」中0873(「名簿」昭和14年～18年), 広島市宝町市営住宅第9号(「名簿」昭和25年)

明治8年10月18日生(「先進会員名簿」), 広島山県郡筒賀村・平民(「官報」明治36・12・7), 明治35年7月東京法学院卒業英語法学科(「法学新報」第12巻第7号・明治35年7月), 明治36年12月判事検事登用試験及第(「官報」明治36・12・7), 明治36年12月司法官試補・横浜地方裁判所並横浜区裁判所詰(「官報」明治36・12・25), 明治37年2月横浜区裁判所・検事代理(「官報」明治37・2・22), 明治37年5月依願免・司法官試補(「官報」明治37・5・9), …1年志願兵, 陸軍歩兵中尉(「広島県紳士録」昭和8年), 明治39年10

月弁護士登録・広島（「官報」明治39・10・31），明治41年9月違警罪偽名を名乗り浮浪罪拘留10日（「芸備日日」明治41・9・6），大正3年4月広島弁護士会副会長当選するも辞任（「芸備日日」大正3・5・2），大正3年6月～大正4年4月広島弁護士会副会長（「芸備日日」大正3・6・22），大正10年4月広島弁護士会長（「中国新聞」大正10・4・1），昭和11年4月広島弁護士会長（「中国新聞」昭和11・4・3），昭和26年6月8日登録取消・死亡（「官報」昭和26・7・12）

「片々たる評伝」池田寛作は，明治41年9月，酒に酔って仲居を殴り，制止する巡査に唾を吐きかけたので引致され取調べられた。池田は，酔いに任せて，和歌山市有田屋町土岐君一で，広島に着いたばかりで居所を定めていないと出鱈目を云ったところ，浮浪罪として拘留された。警察分署では，翌日保釈金を取寄せる際に予備役陸軍歩兵中尉・弁護士池田寛作と分かったが，名乗った土岐君一として釈放し事件を終わらせた（「広島弁護士会沿革誌」明治編続・平成19年）。

其最も得意とする所は民刑にして，実に法理に精通し，議論はお手のものながら弁論堂々たるものにして，しかも言々句々名状すべからざる味を有し，毫も自負誇張を入れず，法の精神を情理に照らして，判官を首肯させしむる所独自の妙諦と云ふべく，弁護依頼者は君によりてよりよく安心を得，今や声望一身を圍繞し，広陵法曹界の偉雄として随分尊重されてゐる，君幸に自重せよ（「広島県人物評伝」大正12年）。

「文献」「弁護士得意談 弁護士池田寛作氏談」（「中国新聞」大正5・1・5），「広島県人物評伝」大正12年・32頁，「老廷丁の見た広島の弁護士（15）大悟した当年の酒客・尊貴なるヒゲの持主 池田寛作君」（「芸備日日」大正13・4・20），「中央大学史」昭和2年・326頁，「広島県紳士録」昭和8年・1頁，「先進（物故）会員を偲ぶ」（「広島弁護士会史」昭和61年・501頁），「広島弁護士会沿革誌」明治編続・平成18年・274頁・314頁，大正編・平成19年・188頁



明治40年

**89 佐藤五三** 「事務所」東京市神田区錦町1丁目1番地（「名簿」明治38年），東京市日本橋区上楨町21番地（「名簿」明治39年），広島市天神町31番地（「名簿」明治40年），広島市水主町31番地「電話」39（「名簿」明治41年），広島市水主町9（「名簿」昭和11年），広島市水主町30ノ4「電話」広島0039（「名簿」昭和12年～13年），「電話」中0039（「名簿」昭和14年～18年）

明治14年7月1日生（「広島県紳士名鑑」大正6年），岡山小田郡吉田村（「広島県紳士名鑑」大正6年）→広島・平民（「官報」明治36・12・7），明治34年7月日本法律学校卒業（「広島県紳士名鑑」大正6年），明治36年12月判事検事登用試験及第（「官報」明治36・12・7），明治36年12月司法官試補・東京地方裁判所並東京区裁判所詰（「官報」明治36・12・25），明治37年4月依願免・司法官試補（「官報」明治37・4・23），明治37年4月弁護士登録・東京（「官報」明治37・5・31），明治40年1月登録換・広島（「官報」明治40・1・28），大正4年10月広島弁護士会副会長（「芸備日日」大正4・11・3），大正13年4月広島弁護士会長（「名簿」大正13年），大正14年6月広島市会議員（「概観広島市議会史」昭和51年），昭和12年4月広島弁護士会長（「法曹公論」昭和12年5月号），昭和23年1月登録取消（「官報」昭和23・4・23）

「片々たる評伝」「老廷丁の眼に映った広島 of 弁護士（11）流行の粋を集めて美しい娘を飾る 佐藤五三君」弁護士会会長といふ交替の世話役がまはって来て，富島暢夫君の引継ぎをうけることになった新会長こそ，天神町に堂々たる邸宅を有つ佐藤五三君である。彼はその顔の如く実に温厚なる君子で，別にどうといふ特長を有せない，…強ひて特長の価値あるところをさがして見よと言はるれば，仕方がないから一つだけ挙げて見やう。しかし，そがまさしく適中して居るかどうかは，其の責に任せずだ。

彼は，わが妙齡の愛嬢に流行の粋をあつめさせるといふ，ひらけたお父さんにも似ず，自らは流行遅れの洋服を平気でまとうて，悠々闊歩して居る。しかし，頭は時代に順応して立派なもので，少しも流行に逆行してゐないところに値うちがある。「よく云へば温厚な君子，悪く云へば平々凡々

の人」, 彼を評するには、これ丈の簡単な文字でその総てを言ひ尽すことが出来る。県庁のお役人じゃあるまいに、天神町なんて辺鄙なところに、事務所を構へて居るセイか、余りに顔を見せない。法廷に於ける彼は、温厚な君子であるが故に、いかにも熱心で事件そのものに細密の注意を払って居る。

如何にコンマ以下の廷丁だって、温厚な君子をこきおろす丈け蛮勇も出さず、またそれだけの材料もない。要するに、彼そのものが平々凡々なるが故に、吾々廷丁の眼にも平々凡々の四字のみしか映じない。最後に一言したいのは、花盛りの愛嬢を流行遅れの洋服見たやうに、保存第一をやらぬことなんだ（「芸日」大正13・4・14）。

「文献」 「広島県紳士名鑑」大正6年・広島市170頁, 「老廷丁の見た広島弁護士(11) 流行の粋を集めて・美しい娘を飾る 平凡な道楽に凝る・佐藤五三君」(「芸備日日」大正13・4・14), 「市議選に勝ったその家庭と選挙挿話(1) 房子夫人には内助の功なし」(「芸備日日」大正14・6・5), 「先進(物故) 会員を偲ぶ」(「広島弁護士会史」昭和61年・576頁)

**90 生駒武彦** 「事務所」広島市新川場町4番地ノ2(奥田勝太郎と同事務所) (「名簿」明治40年), 広島市中島本町169番邸名木庄七方(「名簿」明治41年), 小倉市堺町「電話」小倉24(「名簿」大正3年~14年), …「名簿」大正15年~昭和11年に登載されていない…, 鳥根県美濃郡益田町山根町イ589(「名簿」昭和12年~18年), 「電話」益田0274(「名簿」昭和13年~昭和18年)。(注) 生駒武彦は、長崎弁護士会に入会していない。

福岡・士族(「官報」明治31・7・12), 明治31年7月東京帝国大学法科大学卒業(「官報」明治31・7・12), 明治31年9月司法官試補・千葉区裁判所詰・検事代理(「官報」明治31・9・28), 明治33年5月千葉区裁判所兼千葉地方裁判所検事(「官報」明治33・5・8~9), 明治34年7月長崎地方裁判所判事(「官報」明治34・7・10), 明治34年7月兼長崎区裁判所判事(「官報」明治34・7・24), 明治35年2月解兼職(「官報」明治35・2・25), 明治36年9月依願免本官(「官報」明治36・9・8), 明治36年9月弁護士登録・長崎(「官

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (4)

報」明治36・10・5), 明治38年12月登録取消(「官報」明治38・12・23), …明治40年2月弁護士登録・広島(「官報」明治・40・2・8), 大正3年2月登録換・福岡(「官報」大正3・2・28), 大正12年11月福岡地方裁判所欠席判決・懲役5年横領(「芸備日日」大正12・12・7), …昭和11年9月登録換・松江(「官報」昭和11・10・14), 昭和20年4月10日登録取消・死亡(「官報」昭和20・5・22)。(注)昭和20年5月4日登録取消・死亡(「官報」昭和20・6・13)もある。

「片々たる評伝」**「生駒弁護士の無罪」**生駒武彦は、明治39年、詐欺取財被告事件で起訴され、長崎地方裁判所で無罪の判決があったが、検事が控訴し長崎控訴院で有罪の判決がなされたので、上告したところ大審院では長崎控訴院の判決を破棄し、広島控訴院に移送され、審理の結果無罪を言渡された(明治39・12・27)。広島控訴院では、田上・横山・高田・奥山・永野並びに長崎・熊本・福岡・小倉などから態々来広した弁護士16名が出廷し、これらは生駒と親交ありというので無報酬で弁護したという(「芸備日日」明治39・12・21, 明治39・12・22, 明治39・12・28)。

「生駒弁護士の人相書検事局で作成した上内地に漏なく配る」八幡製鉄所萩原技師の追徴金を裁判所に出さず横領し、去る大正十二年十一月廿六日福岡地方裁判所の欠席裁判で懲役五年の判決を言渡された、福岡県京都郡節丸村光富弁護士生駒武彦(五〇)の逮捕状は、人相書と共に福岡検事局で作成し、本月中旬に内地並に外国各地に発送の予定である。此人相書は多く写真を添え骨相身丈並に特徴等を詳記するものである。生駒弁護士の写真は既に犯人捜査の際数十枚を複写し殊に潜伏しゐるの疑ひの多い処に漏れなく配布されてゐるから、関係官憲は右に依って十分捜査の手をまはすけれども、発見が遅るれば自然忘れられ勝ちとなる訳で、逮捕状がでたとて必ずしも即刻逮捕されるに至らぬ。従来逮捕状に依って犯人が逮捕されるのは五分位であって、在外官憲の手に逮捕された例は甚だ少く、噂の如く生駒弁護士の如き支那方面に潜伏して居るとすれば、容易に逮捕されることはあるまいともいはれてゐる。業務横領罪の懲役五年に対しては、

判決の日より十年間を過なければ時効を生ぜぬのであるから、今年五十歳の生駒弁護士に逃げ延ぶだけで逃げ延んでも、正に六十歳に達せねば大巾で日本の土地は踏めぬ筈である（「芸備日日」大正12・12・7）。

**91 川田久信** 「事務所」岡山市西中山下34番地「電話」495（「芸備日日」明治40・9・26, 「名簿」明治41年）, 「出張所」尾道市久保田新橋渡ル鶯鳴館和田秀雄方（「芸備日日」明治40・9・26）

明治元年1月19日生, 高知吾川郡長浜村・士族, 明治26年7月東京法学院卒業（以上, 「法曹界人物事典」I）, 明治27年12月判事検事登用試験及第（「官報」明治27・12・8）, 明治27年12月司法官試補・松山区裁判所詰・検事代理（「官報」明治27・12・24）, 明治29年11月尾道区裁判所予備検事（「官報」明治29・11・19~20）, 明治30年1月尾道区裁判所検事（「官報」明治30・1・22）, 明治32年7月福山区裁判所検事（「官報」明治32・7・13）, 明治33年1月広島区裁判所検事（「官報」明治33・1・19）, 明治33年2月兼広島地方裁判所検事（「官報」明治33・2・27）, 明治33年12月浜田区裁判所検事（「官報」明治33・12・22）, 明治35年4月福井地方裁判所検事（「官報」明治35・4・15）, 明治38年4月岡山地方裁判所検事（「官報」明治38・4・4）, 明治40年7月赤間関区裁判所検事（「官報」明治40・7・12）, 明治40年8月依願免本官（「官報」明治40・8・24）, 明治40年9月弁護士登録・岡山・「出張所」広島尾道（「官報」明治40・9・25, 「芸備日日」明治40・9・26）, 明治41年12月登録取消（「官報」明治42・1・11）, 明治41年12月鳥取地方裁判所検事（「官報」明治41・12・21~22）, 明治43年3月小倉区裁判所検事（「官報」明治43・4・2）, 大正2年4月秋田地方裁判所検事正（「官報」大正2・4・25）, 大正5年8月松山地方裁判所検事正（「官報」大正5・8・16）, 大正10年6月松江地方裁判所検事正（「官報」大正10・6・20）, 大正13年12月函館地方裁判所検事正（「官報」大正13・12・22）, 大正15年7月旭川地方裁判所検事正（「官報」大正15・7・22）, 昭和2年7月大審院検事（「官報」昭和2・8・1）, 昭和2年8月退職（「官報」昭和2・8・16）

「片々たる評伝」川田久信は, 次のような「新聞広告」を出した（「芸備

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿 (4)

日日」明治40・9・26)。

検事ノ職ヲ辞シ弁護士開業汎ク法律事務ニ従事ス

事務所 岡山市西中山山下二丁目三十四番地・電話四五九番

弁護士 川田久信

出張所 尾道市久保田新橋渡ル 鶯鳴館和田秀雄方

ところが、「法曹界人物事典」の履歴には、明治40年9月に依願免本官して弁護士登録(岡山)をし、その登録を取消して明治42年12月に再任官したことは、記載されていない。

「文献」「人事興信録」第7版・大正14年・か54頁、「法曹界人物事典」I 725頁・II 822頁

**92 岡咲禮太郎** 「事務所」東京市京橋区八宮町8番地宮田四八事務所(「名簿」明治39年)、「電話」2210(「名簿」明治40年)、広島市新川場町108番地ノ1(「名簿」明治41年)、「電話」628(「名簿」明治43年)、広島市新川場町107番地ノ9(「名簿」大正元年)、広島市下流川町(「名簿」大正4年～9年)

明治10年5月10日生(「広島県紳士名鑑」大正6年)、広島御調郡吉和村・平民(「官報」明治38・11・25)、明治38年7月早稲田大学行政科卒業(「広島県紳士名鑑」大正6年)、明治38年11月弁護士試験及第(「官報」明治38・11・25)、明治39年4月弁護士登録・東京(「官報」明治39・4・21)、明治40年12月登録換・広島(「官報」明治40・12・13)、大正8年4月広島弁護士会長(「法律新聞」大正8・4・30)、大正10年9月26日死亡尿道癌(「芸備日日」大正10・9・29、大正10・10・1)

「片々たる評伝」英資聡明にして気宇闊達澆刺たる君は、県下御調郡吉和村の出身にして、明治十年五月十日を以て県下有数の塩田業を営める岡咲家の世嗣子として生まる。…君の一度法廷の人たるや、熱烈火焰の如き一言一句は腸を抉り肝を刺すの雄弁を奮ひ、以て己の信ずる所を貫徹せざれば止まずの意気を吐く。君嘗ては市民に渴仰せられて、市長に擬せられし程の人物にして、実に市内有数の士たるを失はず(「広島県紳士名鑑」大正6年)。

市内下流川町に於て弁護士を開業して居た岡咲禮太郎氏は、本年二月以来兎角身体勝れず、去る六月に至って憔悴を極めたので、八月上旬上京し大学病院で加療中であつたが、本月二十六日午前十一時四十五分病改まつて、尿道癌で遂に永眠し行年四十五歳。氏は早稲田大学行政科を出身した英才で、前途頗る囑目せられて居た上に、人格稀に見る高潔であり、友人間に信頼齟ならないものがあつたとは、誠に惜むべきである。遺骸は今廿九日午後三時当地に運ばれ、葬儀は追つて其の郷里御調郡吉和村にて営まれる筈である（「芸備日日」大正10・9・29）。

「文献」「岡咲弁護士事務所」（「中国新聞」明治40・4・17）、「弁護士の舌・何を語る（7）?の心理状態…僕の芸者観 岡咲禮太郎氏談」（「芸備日日」大正5・10・2）、「広島県紳士名鑑」大正6年・広島市47頁、「陪審制度民法改修の研究（5）姦通女房に移る財産 裁判の曇りを払ふ・岡咲禮太郎氏談」（「芸備日日」大正8・12・9）、「広島市百二十傑伝」大正10年・82頁

#### 明治41年

**93 米田吉次郎**（明治42年11月改姓、中本→米田）「事務所」広島市堀川町100番地横山金太郎事務所（「名簿」明治41年、「中国法律新報」明治41・3・25）、大阪市東区北浜2丁目124番邸砂川雄峻事務所（「名簿」明治43年）、北区中之島5丁目42番地（「名簿」大正元年）、東区南新町2丁目7番地土岐好文事務所「電話」東1727（「名簿」大正2年）、奈良市東寺林町「電話」奈良532（「名簿」大正5年）

明治15年6月13日生（「人事興信録」第5版）、東京・平民（「官報」明治40・11・28）→広島（「官報」明治41・3・25）→奈良（「人事興信録」第5版）、明治39年7月法政大学法律科卒業（「人事興信録」第5版）、明治40年11月判事検事登用試験及第（「官報」明治40・11・28）、明治40年12月司法官試補・広島地方裁判所並広島区裁判所詰（「官報」明治40・12・27）、明治41年3月依願免・司法官試補（「官報」明治41・3・4）、明治41年3月弁護士登録・広島（「官報」明治41・3・25）、明治43年5月登録換・大阪（「官報」明治43・6・10）、大正4年10月登録換・奈良（「官報」大正4・11・13）、大正8年1月16

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿（4）

日登録取消・死亡（「官報」大正8・1・21）

「片々たる評伝」弁護士中本吉次郎氏の送別会は、客月三十日を以て慈仙寺鼻大原楼に於て開かれ、来会者は弁護士執達吏等二十六名にて、席上幹事高田似壠氏惜別の辞を述べ、次で松井繁太郎氏は青年弁護士会を代表して送辞を述べ、中本氏之に対する感謝の挨拶あり、宴酣にして森田卓爾氏、中本氏の性行閥歴に関し奇警なる批評的演説をなし、次に高田氏は左の一詩を朗読して、其意味を敷衍したり。

快論風発自生存。況又幾才見絶倫。天職元帰一誠字。知君血涙麗冤人。夫れより幫間数名客を擁して踊躍し、紅裾一对弦歌して其間に斡旋し、主客歡を尽して散じたるは、午後十一時頃なりと（「芸備日日」明治42・11・2）。

「米田吉次郎」現に奈良地方裁判所所属弁護士として訴訟事務に執掌し盛名あり、立憲政友会に属し同党奈良支部常任幹事たり（「人事興信録」第5版）。

「文献」「人事興信録」第5版・大正7年・よ5頁

**94 佐藤芳松** 「事務所」大阪市北区西梅ヶ枝町68番地（「名簿」明治37年）、広島県深安郡福山町米屋町104番邸（「名簿」明治41年）、「電話」福山321（「名簿」大正4年～昭和18年）、福山市本町（「名簿」大正6年）、福山市大黒町（「名簿」昭和5年）、福山市東町675（「名簿」昭和10年～18年）、福山市三吉町298（「名簿」昭和25年）

明治12年12月1日生（「福山市議会史」資料編・昭和50年）、広島芦品郡国府村・平民（「官報」明治36・12・7）、明治31年4月関西大学入学、明治33年夏裁判所書記試験合格、…税務署属…、明治34年4月明治大学入学（以上、「広島県紳士名鑑」大正6年）、明治36年12月弁護士試験及第（「官報」明治36・12・7）、明治37年3月弁護士登録・大阪（「官報」明治37・3・12）、明治41年4月登録換・広島（「官報」明治41・4・28）、大正5年8月福山市議員・2回当選・名誉職参事会員（「福山市議会史」資料編・昭和50年）、昭和44年9月19日登録取消・死亡（「官報」昭和45・3・23）

「片々たる評伝」弁護士としての手腕は、既に定評がある、事件の取扱も

極めて親切である、怎ちらかと云へば金銭には淡泊の方である、一世の風紀頽然として弛緩し、人は只功利のみに走る今日では、希にみるの人物である、福山の如き地で弁護士を開業するのは惜しいやうな感じもする、刑事よりは民事が得意と聞いて居る、市会議員の二期も勤め、目下も市の闘士の一人と称され仲々に権威と声望がある（「広島県人物評伝」大正12年）。「文献」「広島県紳士名鑑」大正6年・福山市40頁、「広島県人物評伝」大正12年・670頁、「広島県紳士録」昭和8年・139頁、「先進（物故）会員を偲ぶ」（「広島弁護士会史」昭和61年・527頁・675頁）

明治43年

**95 帯刀吉五郎** 「事務所」広島市堀川町100番地横山金太郎事務所「電話」135（「名簿」明治43年、「中国法律新報」明治43・1・25）、福井市江戸下町20番地（「名簿」大正元年）、「電話」福井486（「名簿」大正3年）、福井市佐佳枝中町62番地ノ2（「名簿」大正4年～6年）

明治13年11月10日生（「法曹界人物事典」Ⅱ）、島根簸川郡田義村・平民（「官報」明治42・12・4）、明治34年7月日本法律学校卒業（「法曹界人物事典」Ⅱ）、明治42年12月弁護士試験及第（「官報」明治42・12・4）、明治43年1月弁護士登録・広島（「官報」明治43・1・31）、明治43年9月登録換・福井（「官報」明治43・10・1）、大正6年9月登録取消（「官報」大正6・9・18）、大正6年9月富山地方裁判所兼富山区裁判所検事（「官報」大正6・9・11～12、大正6・9・15正誤欄）、大正6年11月兼高岡区裁判所検事（「官報」大正6・11・20）、大正7年7月免兼高岡区裁判所検事（「官報」大正7・7・2）、大正10年7月四日市区裁判所検事（「官報」大正10・7・21）、…大正11年7月現在・兼安濃津地方裁判所四日市支部検事（「職員録」大正11年）、大正12年8月三次区裁判所兼広島地方裁判所三次支部検事（「官報」大正12・8・9）、大正13年12月浜田区裁判所兼松江地方裁判所浜田支部検事（「官報」大正14・1・10）、昭和元年12月松山地方裁判所検事（「官報」昭和元・12・29）、昭和2年1月兼松山区裁判所検事（「官報」昭和2・1・27）、昭和4年12月山口地方



増田：戦前期広島 of 弁護士名簿（4）

裁判所兼山口区裁判所検事（「官報」昭和4・12・12），昭和8年12月米子区裁判所兼鳥取地方裁判所米子支部検事（「官報」昭和9・1・8），昭和11年5月岩国区裁判所兼山口地方裁判所岩国支部検事（「官報」昭和11・5・19），昭和16年11月広島控訴院検事・退職（「官報」昭和16・11・13），昭和16年12月公証人・鳥取（「官報」昭和16・12・11），昭和20年11月依願免公証人（「官報」昭和20・11・6）

「片々たる評伝」帯刀五郎氏は島根県簸川郡出身にして、昨年弁護士試験に及第し、今回広島弁護士会に加入し、爾来横山弁護士事務所に入り職務に従事する由、吾人は我が弁護士会に有為の一英才を迎へたるを喜び併せて多望なる氏の前途を祝福す（「中国法律新報」明治43・1・25）。

「文献」「大衆人事録」第14版・近畿中国四国九州篇・昭和18年・鳥取6頁，「人事興信録」第14版・昭和18年・夕227頁，「法曹界人物事典」Ⅱ698頁・Ⅲ860頁・Ⅳ413頁・Ⅴ468頁

**96 望月市太郎** 「事務所」加茂郡竹原町（「名簿」明治43年～大正2年），静岡市1番町8番地（「名簿」大正3年～大正15年）。（注）昭和2年「名簿」以降は，登載されていない。

安政元年12月生，静岡・平民，明治5年9月等外3等司法省出仕，明治6年1月北条区裁判所（木更津裁判所管内）在勤，明治7年8月千葉裁判所 在勤，明治7年9月加村区裁判所（千葉裁判所管内）在勤，明治13年12月判事補，明治14年11月八日市場治安裁判所詰，明治16年2月八日市場治安裁判所長，明治18年1月解八日市場裁判所長，明治18年10月松山始審裁判所詰，明治19年6月西条治安裁判所詰（以上，明治20年「官吏進退」20・司法省10・国立公文書館），明治20年12月西条治安裁判所判事（「官報」明治20・12・27，明治21・1・14），明治23年10月西条区裁判所兼松山地方裁判所判事（「官報」明治23・11・25），明治24年11月西条区裁判所監督判事（「官報」明治24・12・2），明治29年11月今治区裁判所判事（「官報」明治29・11・19），明治32年5月宇和島区裁判所判事（「官報」明治32・5・22），明治33年6月竹原区裁判所判事（「官報」明治33・6・19），明治43年3月退職（「官報」明治43・

3・30), 明治43年4月弁護士登録・広島(「官報」明治43・5・6), 大正3年4月登録換・静岡(「官報」大正3・4・22), 昭和6年1月27日死亡(「官報」昭和6・3・7), 昭和6年1月30日登録取消・死亡(「官報」昭和6・2・27)

「片々たる評伝」多年竹原区裁判所に勤務せし判事正六位勳五等望月市太郎氏は、曩きに其官を辞し野に下りしが、新たに弁護士登録を受け広島弁護士会に加入し、事務所を竹原町に設け弁護士業に従事せり、敦厚氏の如き定めて訟人の其門に踵を接するを見ん(「中国法律新報」明治43・5・25)。

#### 明治44年

**97 杉本榮次** 「事務所」広島市下流川町67番地(「芸備日日」明治44・6・19), 神戸市北長狭通7丁目547番邸ノ1(「名簿」大正元年), 神戸市下山手通8丁目201番屋敷ノ1西山廣榮事務所(「名簿」大正2年), 神戸市下山手通8丁目43番邸「電話」本局4299(「名簿」大正3年), 「電話」本局4762(「名簿」大正7年), 台湾台中柴町1丁目「電話」台中907(「名簿」大正9年~14年), 高知市升形町「電話」高知563(「名簿」大正15年), 高知市帯屋町「電話」高知563・台中市大正町(「名簿」昭和2年)。(注)大正15年「名簿」の台中弁護士会杉本榮次の項には、「現ニ高知県ニテ開業中」とある。

兵庫・平民(「官報」明治39・7・12), 明治39年7月東京帝国大学法科大学卒業(「官報」明治39・7・12), 明治39年7月司法官試補・岐阜地方裁判所並岐阜区裁判所詰(「官報」明治39・7・31), 明治41年4月岐阜地方裁判所予備判事(「官報」明治41・4・13), 明治41年6月岩国区裁判所判事(「官報」明治41・6・27), 明治42年5月広島地方裁判所判事兼広島区裁判所判事(「官報」明治42・5・26), 明治44年6月依願免本官(「官報」明治44・6・6), 明治44年6月弁護士登録・広島(「官報」明治44・6・24), 明治45年1月登録換・神戸(「官報」明治45・2・3), 大正7年10月登録取消(「官報」大正7・11・2), 大正7年10月高知区裁判所兼高知地方裁判所判事(「官報」大正7・10・29~30), 大正8年8月台湾総督府法院判官・台中地方法院判官

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿（4）

〔官報〕大正8・8・12, 大正8・8・26), 大正9年6月依願免本官・台湾総督府法院判官〔官報〕大正9・6・30), 大正10年8月現在・台中地方法院所属弁護士・台中弁護士会長〔名簿〕大正10年), 大正14年10月弁護士登録・高知〔官報〕大正14・10・16), …昭和4年〔名簿〕以降は登載されていない…, 昭和24年2月6日公証人・高知〔日本公証制度沿革史〕昭和43年), 昭和26年9月29日免公証人〔日本公証制度沿革史〕昭和43年)

「片々たる評伝」広島地方裁判所判事杉本榮次氏は, 本月5日附を以て依願退職となりたるが, 氏は当市にて弁護士の業務に従事する由, 同氏は東京帝国法科大学の卒業生にして, 兵庫県の人なりと〔芸備日日〕明治44・6・9)。

**98 小野才次郎** 「事務所」広島市下流川町67番地〔芸備日日〕明治44・8・3), 「電話」1178〔名簿〕大正元年), 広島市三川町9「電話」1204〔名簿〕大正3年～昭和13年), 「電話」中1204〔名簿〕昭和14年～18年)

明治11年7月2日生〔広島弁護士会史〕昭和61年), 岡山御津郡大野村・平民〔官報〕明治42・2・4), 明治38年7月法政大学卒業〔広島県紳士名鑑〕大正6年), 明治42年12月判事検事登用試験及第〔官報〕明治42・12・4), 明治42年12月司法官試補・広島地方裁判所並広島区裁判所詰〔官報〕明治42・12・27), 明治43年7月広島区裁判所・検事代理〔官報〕明治43・7・30), 明治43年12月解広島区裁判所・検事代理〔官報〕明治44・1・6), 明治44年6月依願免・司法官試補〔官報〕明治44・6・22), 明治44年7月弁護士登録・広島〔官報〕明治44・7・11), 大正6年4月広島弁護士会副会長〔芸備日日〕大正6・4・2), 昭和4年4月広島弁護士会長〔名簿〕昭和4年), 昭和20年8月6日原爆被爆死亡〔広島弁護士会史〕昭和61年), 昭和21年6月29日登録取消・死亡〔官報〕昭和21・8・13)

「片々たる評伝」広島弁護士会の重鎮, 頭脳の非常に明晰なものと, 理解判断の極めて的確なものと, 活社会学活人間学の造詣が其堂に入るのことで名声を博している, 常識円満にして才気横溢し, 而かも胆力据りてドッシリとした重みを持ってゐる, 性廉直にして一見甚だ温和さうにみゆるが, 精神

頗る犀利にして、硬骨人に屈せざる気魄を有し、一度事をなさん期する場合には、勇猛果敢壁も破りて進み、火の中も敢て辞せざる程の積極的態度を取ることもあるが、事物の是非曲直善悪邪正を判断するが如き場合には、石橋を鉄棒にて叩いて渡る程の周到なる注意を払ひ、小心なるときは婦女子の如く、大胆なるときは豪傑のやうで、小心と大胆と連結混交したる性格を具備するのが、確かに君の特性である。

弁護士の武器は法律の条理に精通すること、弁論であるが、君の弁論は鋒鋩辛辣と云ふ方ではないが、沈落のある穏やかな語調で最も颯朗に一歩一歩々と推論し、理路整然として一髪の間隙もあらせず、滔々数万言を繰り出し縦横に弁駁評論して、其意見を傾聴せしむる技能を持ってゐる、而して弁護士事務の取扱振りも、精密丁重にして几帳面に処理し、決して等閑に附せずズンズンと片付けて行くと云ふ流儀であるから、依頼者からも非常に珍重されてゐる。

君は頗る任侠の精神に富み同情心深く、親しむべく又敬すべき紳士である、悪口に長ぜる新聞記者も君に対して悪罵を試みんとするもの恐らくあるまい、君に怨みを有するものも、一度君に対して語を交ゆると、いつの間にか心和らぎて当初の攻撃心を失ふやうである、これによりても君の人物如何を窺ふ事が出来やう（「広島県人物評伝続」大正14年）。

「文献」「広島商工興信録」大正3年・74頁、「広島県紳士名鑑」大正6年・広島市49頁、「広島県人物評伝続」大正14年・125頁、「広島県紳士録」昭和8年・19頁、「原爆死没会員を偲ぶ」（「会報」第19号・昭和50年・19頁）、「被爆死没会員」（「広島弁護士会史」昭和61年・22頁）、「先進（物故）会員を偲ぶ」（「広島弁護士会史」昭和61年・551頁）

**99 河野曉**（曉＝さとる）「事務所」広島市下中町3番地（「名簿」大正元年）、広島市下流川町66番地「電話」1164（「名簿」大正2年）、「電話」240（「名簿」大正5年）、広島市鉄砲屋町（「名簿」大正10年）、「電話」748（「名簿」大正13年）、「電話」広島3230（「名簿」大正14年）

明治18年11月1日生（「衆議院議員名簿」第49回議會・大正13年）、広島佐伯郡  
638 (160)

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿（4）

水内村・平民（「官報」明治42・7・19），明治42年7月京都帝国大学法科大学卒業（「官報」明治42・7・19），明治42年11月朝鮮統監府判事・公州地方裁判所判事（「官報」明治42・11・2，明治42・11・22），明治43年12月大邱地方裁判所判事（「官報」明治43・12・24），明治44年8月依願免本官（「官報」明治44・8・15），明治44年9月弁護士登録・広島（「官報」明治44・9・11），大正13年5月衆議院議員憲政会→民政党（「衆議院議員名鑑」平成2年），昭和2年10月21日脊髄病死亡（「芸備日日」昭和2・10・23），昭和2年10月29日登録取消・死亡（「官報」昭和2・11・12）

「片々たる評伝」「老廷丁の見た広島 of 弁護士（18）赤門出金看板の花形・風采に反比例の博学 河野暁君」赤門出の法学士は、エライものだと相場がきまってるのに、吾広島ではなぜかそれがたやすくなづかれない。其証拠には、「法学士弁護士」など、大きな金看板を掲げてゐるうちに、第一線に立つ人物がゐない。こと此処に到ると河野暁君は、どうであるか、彼もまた赤門出の法学士で金看板の一人に違ひない。然し、彼は風采こそあがらないが、博学で且頭のいいことは、広島法曹中の掘り出しものである。弁護士たる以上、法学は言はずもがのだが、彼はまた各国の語学にもよく通じて居る。広島弁護士界に多士齋々ありと雖も、独仏の原書を易々と読破するものは彼を措いて他にあるまい。

黒羅紗のバラ棒に長い将校マントに矮躯をつゝんでゐるところなどを見ると、これでも弁護士か、と眩きたいやうな気がするが、扱て彼の博学並にその人格の前に出づれば、おのづとこうごうしさがある。彼は風采など、云ふ平凡なものを頭におくものではなく、また世の中の有象無象の勝手な口上に耳を藉すやうなこともなく、どこまでも俗世から遠ざかった所謂解脱した人間である。新聞紙の伝ふる処では、彼は目下第二区から出馬して、鹿を追うてゐると聞く。吾輩廷丁ハイでは、政争が如何なるものであるか、それすら判り兼ねる。苟くも国民の代表者として檜舞台に送る以上には、河野君の如き博学人格の人は、大いに強味がある訳である。

風采だって、いゝにこしたことはないが、その代り博学といふ誰人にも

持ち合せのないもので補えば、それで結構だ。檜舞台に送ったところで、また法廷に立たせるにしても「風采」と云ふものは、左程にヤクに立つものではない。ソレよりもイザと云ふ時の武器は頭脳と口である。彼は、此の両者とも立派にととのった人と云はなければならぬ。俗人離れのしたところと云ひ、また博学なところと云ひ、どこまでも学者肌の人である。法廷に於ける彼は、総てに細心の注意を払って、よく争点を抉るセイか、其の結果は何日も酬いられて居るやうだ。此際、健闘を祈る（「芸日」大正13・4・27）。

「文献」「河野弁護士の開業」（「中国新聞」明治44・9・10）、「大敵を向ふに苦戦した 河野曉氏」（「中国新聞」大正13・5・13）、「新代議士名鑑」大正13年・367頁、「人事興信録」第7版・大正14年・か85頁、「河野曉代議士 二十一日午後六時長逝」（「芸備日日」昭和2・10・23）、「河野曉代議士を悼む 横山民政党支部長談」（「芸備日日」昭和2・10・23）、「河野代議士の盛葬」（「芸備日日」昭和2・10・29）、「総選挙衆議院議員略歴」昭和15年・187頁、「衆議院議員名鑑」平成2年・258頁

**100 吉田眞策** 「事務所」広島市中下町23番地「電話」1162（「名簿」大正元年）、広島市小町19番地（「名簿」大正4年）、広島市水主町112（「名簿」昭和2年）

明治16年1月4日生（「衆議院議員名簿」第49回帝国議会・大正13年）、広島山県郡吉坂村・平民（「官報」明治42・7・19）、明治42年7月京都帝国大学法科大学卒業（「官報」明治42・7・19）、明治42年11月朝鮮統監府検事・大邱区裁判所検事（「官報」明治42・11・2、明治42・11・22）、明治43年10月大邱地方裁判所検事（「官報」明治43・10・26）、明治43年12月大邱区裁判所検事（「官報」明治43・12・27）、明治44年3月依願免本官（「官報」明治44・3・3）、明治44年3月弁護士登録・京都（「官報」明治44・4・5）、明治44年9月登録換・広島（「官報」明治44・9・15）、大正7年4月広島弁護士会副会長（「中国新聞」大正7・4・2）、大正13年5月衆議院議員・政友会（「衆議院議員名鑑」平成2年）、昭和2年9月29日死亡（「芸備日日」「中国新聞」昭和2・10・1）、昭和2年10月29日登録取消・死亡（「官報」昭和2・11・12）

「片々たる評伝」「老廷丁の見た広島 of 弁護士（10） 獵銃自慢の快漢・旋風巻

起しの名人 吉田眞策君」カーキ色の獵服を黒の法服に着替て、さて法廷に臨んだ時の眞策さんとは云へば、体が図太いだけに、細密な処には気がつかないらしいが、その代り念には念を入れて、なかなか尽きない、賢明な判官諸公を何とわきまへてゐるのか、恰も猿がらっきょの皮を剥く時のやう、また教師が七、八歳の小学生に教へる時のやうに、同じことを三度位繰返して、入念此上なしをおやりになる。広島控訴院に武田乙次郎といふ老検事が居った時、ゴ念入りの眞策さんが、例の如くらっきょの皮剥ぎをやり出した。始めのうちは、職務上黙って謹聴して居たが、余りに彼が入念さに、「裁判長、裁判長、コウ同じことを何度も聞かされちゃ、陽が暮れてしまふから、弁当でも食つてゆつくりやりませう」。流石、泰然自若たる眞策さんも、これには少々擦ったかつたらしく、「イヤもう少しです、極簡単にと」処女のやうな真紅な顔をしたことがあった。好漢愛すべき稚氣満々たる人である（「芸備日日」大正13・4・13）。

吉田君は、もと憲政会支部の幹事までなつた人である。夫れがフトした事で大正九年の総選挙以来政友会の人となつた。彼は名家の生れだが、夫れにも似合はず磊落な、又極めて愉快な男である。京都大学出の法学士で、河野君とは同期生而も同じく朝鮮にあつて検事をした（「新代議士名鑑」大正13年・369頁）。

「文献」「弁護士の舌・何を語る（13）人知れぬ獵家の苦心、劈頭一の功名心は？ 吉田眞策氏談」（「芸備日日」大正5・10・9）、「広島商工興信録」大正3年・91頁、「当選の榮を得た人々 堂々たる代議士振り・吉田眞策氏の苦戦談」（「中国新聞」大正13・5・15）、「新代議士名鑑」大正13年・369頁、「人事興信録」第7版・大正14年・よ50頁、「巨人新人・代議士吉田眞策さん」（「中国新聞」大正15・5・2、後に「巨人新人」昭和3年・789頁に収録）、「吉田眞策代議士 廿九日夜遂に長逝」（「芸備日日」昭和2・10・1）、「吉田代議士中風症で逝く」（「中国新聞」昭和2・10・1）、「衆議院議員名鑑」平成2年・708頁

明治45年

**101 森田恪藏** 「事務所」広島市下中町13番地（「名簿」大正元年）、「電話」広島1559（「名簿」大正3年）、広島市下中町11ノ1（「名簿」昭和2年～18年）、「電話」中1559（「名簿」昭和14年～18年）

明治16年1月27日生（「先進会員名簿」）、広島・平民（「官報」明治41・7・17）、明治41年7月京都帝国大学法科大学卒業（「官報」明治41・7・17）、明治41年7月司法官試補・松山地方裁判所並松山区裁判所詰（「官報」明治41・8・1）、明治42年3月松山区裁判所・検事代理（「官報」明治42・4・1）、明治42年11月広島地方裁判所詰（「官報」明治42・11・4）、明治42年12月1日自今年俸ヲ給与セス（「官報」明治42・12・2）、明治42年12月17日年俸四百二十円給与（「官報」明治42・12・18）、明治44年12月依願免・司法官試補（「官報」明治44・12・28）、明治45年1月弁護士登録・広島（「官報」明治45・1・29）、大正13年4月広島弁護士会副会長（「中国新聞」大正14・4・2）、昭和16年4月広島弁護士会長（「法律新聞」昭和16・4・10）、昭和20年8月6日原爆被爆死亡（「広島弁護士会史」昭和61年）、昭和21年6月29日登録取消・死亡（「官報」昭和21・8・13）

「片々たる評伝」「老廷丁の見た広島 of 弁護士（12）偽物の骨董に一頓悟、義太夫が大得意の森田恪藏君」事件の鑑定眼よりも骨董眼の方が玄く、弁論の声色よりも蠟燭ゆらぐ義太の喉の方が素人離れしてゐる、この多芸多趣の弁護士こそ、森田恪藏君である。

臍の緒切るなり「風流」といふ風邪に当った彼は、幼少の頃から瓦礫やどろ人形などを弄繰るが好きで、それが年と共に大きくなって、扱ては書画骨董と乙な所に傾いて来た。親譲りの財産を懐中にするやうになってからといふものは、これも好きアレも好いで、随分と珍画古器を手当次第蒐めたものだ。しかし、始めから玄くない眼は、いろいろな偽物を掴まされたが、また偶には得難い代物も掘り出したことがあったといふ。

骨董では損をした。筈を売って損をしたものは、藪睨みといふことになつてゐるが、此恪藏君が骨董睨みなんて、そんな未練釜しい眼はしてゐ



増田：戦前期広島 of 弁護士名簿（4）

ない。三日三夜、此の上は損をしない道楽をと考へた末、ヤット胸に浮んだのが義太夫、「去年の秋の患ひに、一層死んで了うたら」、成る程是なら掴まされる筈はない。それからといふものは、一心不乱、本職の弁護士もそこのけにして、はげんだ甲斐あってか、今では袴をつけて松萬の舞台にも現はれ、ば、お座敷の爪弾きにもてなところをお出しになる。しかし、遠慮なく云へば、これも下手の横好きに過ぎないといふ事である（「芸備日日」大正13・4・15）。

「文献」「広島県紳士名鑑」大正6年・広島市206頁、「老廷丁の見た広島 of 弁護士（12）偽物の骨董に一頓悟、義太夫が大得意の森田恪藏君」（「芸備日日」大正13・4・15）、「原爆死没会員を偲ぶ」（「会報」第19号・昭和50年・19頁）、「被爆死没会員」（「広島弁護士会史」昭和61年・22頁）

**102 西郷政吉** 「事務所」呉市東堺通6丁目6番戸（「名簿」大正元年）、「電話」呉719（「名簿」大正7年）、「小倉市紺屋町」（「名簿」大正9年）、「小倉市堺町」（「名簿」昭和2年）、「小倉市紺屋町」（「名簿」昭和5年～6年）、「電話」小倉295（「名簿」大正15年～昭和6年）

明治元年2月27日生（「広島県紳士名鑑」大正6年）、「東京北豊島郡・平民」（「官報」明治25・7・12）、「明治25年7月帝国大学法科大学卒業」（「官報」明治25・7・12）、「明治25年7月司法官試補・長野区裁判所詰・検事代理」（「官報」明治25・7・25）、「明治26年9月飯山区裁判所・検事代理」（「官報」明治26・9・26）、「明治27年2月大町区裁判所・検事代理」（「官報」明治27・2・14）、「明治28年9月名古屋地方裁判所検事」（「官報」明治28・9・6～7）、「明治30年7月海軍主理・佐世保鎮守府軍法会議勤務」（「官報」明治30・7・10、明治30・7・12）、「明治39年8月休職文官分限令第11条第1項第4号」（「任免裁可書」明治39年・任免卷21・国立公文書館）、「明治40年10月依願免本官神経衰弱症」（「任免裁可書」明治40年・任免卷29・国立公文書館）、「…明治45年3月弁護士登録・広島」（「官報」明治45・4・4）、「大正3年12月広島控訴院懲戒裁判判決会則違反過料15円3件・無罪1件」（「官報」大正4・1・18）、「大正8年4月登録換・福岡」（「官報」大正8・4・22）、「昭和7年3月5日登録取消・死亡」（「官報」昭和

7・3・12)

「片々たる評伝」偶々日露国家急務の秋に際し翻然覚る所あり、乃ち官を辞して民間に事業を起し、以て国家同胞に尽す処実に僅少なればなり。明治45年弁護士を開業し、尚ほ広島市竹屋町に出張所を置き、爾後斯界に貢献せる事や莫大なり、噫々所々に転職し幾多の難事に遇ひ、事々其の解決を易々として遂げし、君敬虔すべきの士ならずや。君は謡曲を好み、且つ能くし閑暇あれば、即ち端座自ら謳歌して楽しむ。二男二女あり。概ね学究にあり、切磋して倦まず（「広島県紳士名鑑」大正6年）。

「文献」 「広島県紳士名鑑」大正6年・呉市17頁

## (2) 大正・昭和戦前編

大正元年

**103 久留島新司** 「事務所」広島市中中町5番地「出張所」呉市5番町3丁目12番戸（「芸備日日」大正元・10・12），広島市中中町5番地（「名簿」大正2年），「電話」広島1326（「名簿」大正3年），神戸市上筒井通7ノ32ノ7ノ4「電話」葺4126（「名簿」昭和3年），神戸市湊東区多聞通2ノ23東明ビル4階（昭和14年から「駅前ビル」という）「電話」元2907（「名簿」昭和8年～昭和18年），神戸市兵庫区吉田町1ノ133（「名簿」昭和25年）

明治19年9月3日生（「大衆人事録」第14版），広島安芸郡牛田村・士族（「官報」明治45・7・12），明治45年7月東京帝国大学法科大学卒業（「官報」明治45・7・12），大正元年9月弁護士登録・広島（「官報」大正元・9・28），大正3年11月文官高等試験合格（「官報」大正3・11・3），大正4年3月登録取消（「官報」大正4・3・18），大正4年4月広島県庁見習（「職員録」乙・大正4年），広島県属事務官（「大衆人事録」第14版），大正5年1月現在・県治課長心得（「中国新聞」大正5・1・1），大正6年5月現在・御調郡長（「職員録」乙・大正6年），大正8年12月朝鮮総督府事務官（「京城日報」大正8・12・6），大正9年3月～大正10年10月江原道財務部長（「朝鮮金融組合の現勢」昭和12年・179頁），大正11年朝鮮総督府水産課長（「大衆人事録」第14版），

増田：戦前期広島 of 弁護士名簿（4）

大正14年11月神戸市電気局総務科長（「大審院刑事判例集」8巻・611頁）、昭和2年9月弁護士登録・神戸（「官報」昭和2・9・28）、昭和5年7月登録取消・弁護士法第5条抵触（「官報」昭和5・9・9）、昭和7年12月弁護士登録・神戸（「官報」昭和8・1・11）、昭和26年4月神戸弁護士会副会長（「神戸弁護士会史」昭和51年・155頁）、昭和43年1月14日登録取消・死亡（「官報」昭和43・3・15）

「片々たる評伝」「広島県庁の首脳 県治課課長心得久留島新司君」明治十九年県下安芸郡牛田村に生まる士族なり。四十五年東京帝国大学法科大学を卒業し、大正元年広島市に弁護士を開業したるも、三年之を廃業し、文官高等試験に合格して、四年広島県見習となり、尋で県属となり、武岡理事官の去るに及び県治課長心得を命ぜらる。資性温厚篤実、謙譲にして人と争ふを好まず君子風あり。其の嘗て広島市に開業するや、其の職業の将来に望みを囑すべきものあり、且つ相当の収入あるべきことを自ら信じ居りたるが如きも、寡欲にして名利を思はざる彼は、終生法曹界に身を置くの不利なるを認め、断然官界に身を投ずることに決心し、無給にて最初本県の見習となりたることは、彼にあらずんば為し能はざる所ならん。小島保安課長と同年の三十一歳にして、寡黙なるも研究心に富み、職に県治課に就きて以来、日尚ほ深からざるも、県治の大体は勿論、法令規則の小に至る迄通曉し、将来官吏の模範を以て目せらるゝは、武岡理事官の後任として其の名を辱しめざるものと云はざるべからず。好漢彊むべき也（「中国新聞」大正5・1・1）。

「盆暮の贈答でも官公吏は流職罪」疑獄続出から、流職罪を改正し厳罰主義を取入れようとする気運が動き出した折から、元神戸市電気局長久留島新司氏の流職事件に対する大審院の上告判決から注目すべき新判例が生れた。右事件は久留島氏が在職中、神戸の鈴木商店から盆暮に三回程陶器の花瓶や食器や金にして二十円乃至七十円程度の贈物を受けたことが、偶々当時電気局吏員の別の収賄事件の取調べから巻添的に発覚したもので、氏は別段職務に関しどうかしようといふ意味合ひのものとは思はなかつたか

ら貰ったと弁解してゐるに拘らず、二審（注、神戸地方裁判所・大阪控訴院）とも懲役一ヶ月（執行猶予三年）となり上告したもので、大審院では刑事第三部中西裁判長係りで審議した。…大審院では流職罪を前例ない広義に解釈して、苟も公務員にして、その職務に関し約束があるに於いては金品収受の場合には、その品物の価格の多寡や収受の時機如何は一切問はず流職罪となり、又苟も一定の職務に関して不法利益の約束（又は収受あるいは約束）さへあれば、流職罪の成立は十分で個々の職務行為に対する交換的な利害関係がなくても差支へないと認定、同事件の上告を認めず先日（注、昭和4年12月4日）棄却の判決を宣した。この判決が流職罪の新判例と認められ来週早々一応、大審院の判例審査会に付議、新判例と確定されることになった（「新聞集成昭和編年史」昭和5年・66頁、「朝日新聞」昭和5・1・31・朝刊2頁）。（注）昭和4年12月4日大審院判決（「大審院刑事判例集」第8巻・609頁）参照。戦後も、最高裁判所第三小法廷昭和33年9月30日判決などは、当判例を引用している。

「文献」「大衆人事録」第14版・近畿中国四国九州篇・昭和18年・兵庫59頁、「人事興信録」第15版・昭和23年・ク6頁、「戦前期日本官僚制」昭和56年・484頁

## 大正2年

**104 野間傳吉** 「事務所」東京市神田区錦町3丁目3番地高野金重事務所「電話」本局605（「名簿」大正2年）、広島市下中町23番地（「名簿」大正4年～昭和18年）、「電話」広島2014（「名簿」大正7年）、「電話」中2014（「名簿」昭和14年～18年）

明治19年5月8日生（「広島県紳士名鑑」大正6年）、愛媛新居郡西条町・平民（「官報」大正元・12・13）、明治43年7月東京法学院卒業（「広島県紳士名鑑」大正6年）、明治43年文官普通試験合格・鉄道員中部管理局勤務（「広島県紳士名鑑」大正6年）、…大正元年12月弁護士試験及第（「官報」大正元・12・13）、大正2年2月弁護士登録・広島（「官報」大正2・2・12）、大正2年5月登録換・東京（「官報」大正2・5・30）、大正4年4月登録換・広島（「官報」大正4・4・28）、大正8年4月広島弁護士会副会長（「法律新聞」大正8・4・

30), 昭和20年8月6日原爆被爆死亡(「広島弁護士会史」昭和61年), 昭和21年6月29日登録取消・死亡(「官報」昭和21・8・13)

「片々たる評伝」「老廷丁の眼に映った広島 of 弁護士 (19) 立志伝中 of 一人・地味な流行ッ児 野間傳吉君」県女 of 正門前に棲んでゐる「野間傳吉」と、斯う一口に云つて了へば、如何にも平凡な弁護士 of やうであるが、これで却々しつかりした天才 of 的弁護士である。弁護士といふ商売は、其 of 邸宅が宏壯で堂々たるものでなければ、流行らないと云ふ訳 of もではなく、たゞ法理論がよくて勝ちさえへすれば、依頼者 is ひとり with だにやつて来て、知らず識らず of うちに、流行児になしてしまふ。彼野間君こそ、その一人である。

ひと of 如く、大変な学資を費して大学 of 門を潜つたといふではなく、根を洗へば矢ッ張り、貧乏書生から今日を成したといふ、要するに立志伝中 to 指を屈するに足る人物だ。彼は、其邸宅 of 如く、どこまでも地味な性質で、決して華々しいことを好まない。同じ酒を酌むにしても、高樓に坐して白粉 of 妓を前にするよりも、寧ろ家庭に在つて子宝をながめながら、ゆっくり味ふといふやうに、至つて復興式に出来て居る。しかし、時と場合では、人一倍粹も利けば、また砕けたこともやる。蜘蛛 of 巣で丸めた毬 of やうな、緻密な頭を有つてゐる彼は、刑事よりも民事をよくし、民事中에서도会社事件などと、なるべくデリケートなものを快よしとする。法廷に於ける彼は、細心 of 注意 of うちに、よく頭を働かして、よく口を操縦するので、随つて結果が宜く、よく流行るといふことになる(「芸日」大正13・4・29)。

「文献」「広島県紳士名鑑」大正6年・広島市117頁、「老廷丁 of 眼に映った広島 of 弁護士 (19) 立志伝中 of 一人・地味な流行ッ児 野間傳吉君」(「芸備日日」大正13・4・29), 「原爆死亡会員を偲ぶ」(「会報」第19号・昭和50年・19頁), 「被爆死没会員」(「広島弁護士会史」昭和61年・22頁), 「先進(物故)会員を偲ぶ」(「広島弁護士会史」昭和61年・557頁)

**105 深谷長之助** 「事務所」尾道市久保町字上道2133番地(「名簿」大正2

年～昭和5年),「電話」尾道92(「名簿」大正6年～昭和5年)

和歌山・平民(「官報」明治41・12・3),明治41年12月判事検事登用試験及第(「官報」明治41・12・3),明治41年12月司法官試補・大分地方裁判所並大分区裁判所詰(「官報」明治41・12・28),明治42年11月大分区裁判所・検事代理(「官報」明治42・11・24),明治43年4月解大分区裁判所・検事代理(「官報」明治43・4・28),明治44年7月札幌地方裁判所予備判事(「官報」明治44・7・15,明治44・7・17),明治45年5月岩国区裁判所兼徳山区裁判所判事(「官報」明治45・5・11),大正2年3月依願免本官(「官報」大正2・3・29),大正2年4月弁護士登録・広島(「官報」大正2・4・23),昭和7年5月18日登録取消・死亡(「官報」昭和7・6・14)